

道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる  
協議が調っていることの証明書（案）

平成 31 年 1 月 29 日付け平成 30 年度第 3 回小金井市地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域

路線：小金井市コミュニティバス「C o C o バス」全 5 路線

- (1) 北東部循環
- (2) 貫井前原循環
- (3) 東町循環
- (4) 中町循環
- (5) 野川・七軒家循環

2. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

- (1) 運賃  
大人・小児一律 1 回 1 0 0 円、未就学児童（6 歳未満）無料
- (2) 回数券  
1 冊 2, 0 0 0 円（1 0 0 円×2 1 枚綴り）

3. 適応する期間又は区間その他の条件を付す場合にはその条件

- (1) 適応期間  
平成 31 年 4 月 1 日より実施の予定
- (2) 適応区間  
乗降区間
- (3) 使用範囲  
小金井市コミュニティバス「C o C o バス」全 5 路線

4. 参考資料

C o C o バス・ミニ野川・七軒家循環への回数券導入について

※平成30年度第3回小金井市地域公共交通会議 配布資料

平成31年1月29日

小金井市地域公共交通会議

会 長 鈴 木 文 彦